

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
1	企画政策部	企画調整課	風水害編 1-6-3	第5 給水体制の整備	企画政策部企画調整課が担当に入っていないが、問題ないか（確認）	かずさ水道広域連合企業団との連絡調整に関するについては、企画調整課所管事務のため	以下のとおり修正。 危機管理課及び企画調整課は、かずさ水道広域連合企業団と協力し、市民の生命維持の上から最小限必要な飲料水を最も優先して確保する。あわせて、最低限必要な生活用水の確保と給水体制等の整備について、万全を期するものとする。  【補足等】 応急給水体制については、「応急給水に係る確認書」等で定めているため、その体制を踏まえた記載としている。 応急給水に係る実務は、水道班（企画調整課、公共施設マネジメント課、農業委員会事務局）で対応。
2	企画政策部	企画調整課	風水害編 1-6-5	第8 避難施設の整備	企画政策部企画調整課の割り当て削除	記載内に企画調整課所管事務に係る記載がないため	指摘箇所は、風水害編 1-6-1 の誤りと思われる。  単純な誤りであると思われるため、以下のとおり修正。 第8 避難施設の整備 総務部危機管理課、 <del>企画政策部企画課</del> 各施設管理者
3	企画政策部	政策推進課	風水害編 1-6-1 震災編 1-4-1	第6 救急・救助体制の整備 担当 政策推進課 第12 防災ボランティア活動の環境整備 担当 政策推進課	どちらかの担当から政策推進課を削除	発災直後から長期に渡って広報業務に従事するため、2つの担当を持つことは難しい。 なお、国際交流の関係はR4年度から所管替えをしているため、「第6 救急・救助体制の整備」の外国人対応で担当としているのであれば考慮されたい。	当該箇所は、外国人対応（国際交流関係業務の延長線上の業務）を想定した記載であり、従前から国際交流関係の担当課を記載しているため、以下のとおり修正。  第6 救急・救助体制の整備 総務部危機管理課、企画政策部政策推進課企画調整課、保健福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障害福祉課、健康こども部子育て支援こども政策課・保育課、消防本部・消防署

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
							<p>第 12 防災ボランティア活動の環境整備担当 総務部危機管理課、企画政策部 <a href="#">政策推進課</a> <a href="#">企画調整課</a>、保健福祉部厚生課</p> <p>なお、風水害編 1-6-4、1-6-8、震災編 1-4-4、1-4-8 も同様の考え方により修正（該当部分が多いため、本文は割愛。）。</p> <p>ここでは、外国人対応としての通訳ボランティア等が想定されており、平時から、国際交流協会や、その他の関係機関と事前調整等を行っておく必要がある。</p>
4	企画政策部	公共施設 マネジメント課	震災編 2-12-1	<p>第 1 被災建築物の応急危険度判定 1 活動体制 建築班は、震度 5 弱以上の地震が発生したときは、市内の建築物の被害情報を収集し、必要に応じ応急危険度判定業務を行う。 また、災害対策本部が設置され、本業務の実施に当たり必要があると判断した場合、本部長（市長）は災害対策本部のもとに「実施本部」という。）を市役所等に設置し、その実務は建築班が当たる。</p>	<p>建築班の担当課に公共施設マネジメント課を加えるとともに、配属されている建築関連技師の避難所開設・運営担当を解き、応急危険度判定業務に当たることができるよう修正する。</p>	<p>建築班は、建築課の分担任務となっているが、組織再編により、建築技師の多くが、公共施設マネジメント課に配属されているため、応急危険度判定業務を行う職員不足が懸念される。 応急危険度判定士は認定資格であるため、有資格者を充てる必要がある。</p>	<p>修正が必要になる箇所は、震災編 2-12-1 ではなく、震災編 2-1-12 の分担表と風水害編 2-1-12 の分担表。</p> <p>以下のとおり修正。 <a href="#">公共施設マネジメント課</a> 建築指導課 <a href="#">住宅営繕課</a></p> <p>【補足等】 以前、修正しようとした際には、調整がつかなかったものだが、今回は、公共施設マネジメント課と建築課の双方から同様の意見が提出されている。</p> <p>なお、意見後段の「関連技師の避難所開設・運営担当を解き」という部分については、地域防災計画（本来）、避難所の開設等については、施設所管課が応ずることになっている。）。</p>

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
5	財政部	納税課	風水害編 2-1-3	2 動員・配備の方法(1) 自動配備による参集風水害時における職員の動員は、原則として気象情報等による配備とする。なお、警戒体制の第一配備は、原則として気象情報等による自動配備とする。各職員は、配備に該当する災害情報を覚知したときは直ちに所定の配置場所に参集する。	2 動員・配備の方法(1) 自動配備による参集警戒体制の第一配備は、原則として気象情報等による自動配備とする。なお、各職員は、配備に該当する災害情報を覚知したときは、動員による参集に備える。	前段の配備基準（表）と正誤性が取れていないため	自動配備による参集という見出しの中に、原則として気象情報等による配備とする旨の記載があることが問題になっていると思われるため、以下のとおり全体的に調整。  (1) 自動配備による参集 <del>風水害時における職員の動員は、原則として気象情報等による配備とする。</del> なお、警戒体制の第一配備は、原則として気象情報等による自動配備とする。 なお、各職員は、配備に該当する災害情報を覚知したときは直ちに所定の配置場所に参集する。 (2) 動員による自動配備以外の参集 <del>風水害時における職員の動員は、原則として気象情報等による配備とする。</del> 災害対策本部体制における動員による参集は、次のような手順で行う。ただし、警戒体制のときは、総務部長が配備指示の責任者となる。
6	財政部	課税課	資料編 3-1-8		改訂案のなかには資料編は含まれていないが、資料編 3-1-8 君津市様式 5 災証明書について、国の統一様式に合わせた様式としては如何か。	罹災証明書については、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号 内閣府政策統括官（防災担当）通知）により、自治体間の応援業務の円滑化という趣旨から、統一様式が示されているため。	君津市災証明事務取扱要綱を修正しなければならないため、別途対応。  【補足等】 統一様式関係の通知は、何度か行われているため、最新版を踏まえて修正する必要がある。

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
7	財政部	課税課	風水害編 2-1-13 震災編 2-1-13	※この表は、主な分担任務をまとめたものであるため、詳細については、各章・節等に記載する内容を確認すること。また、各章・節等に記載の分担任務については、 <u>災害対策本部設置時に限定したものではないことに留意し、平時から必要な準備を行い、災害時等において、迅速に対応できるよう努めること</u>	※この表は、主な分担任務をまとめたものであるため、詳細については、各章・節等に記載する内容を確認すること。また、各章・節等に記載の分担任務については、 <u>各班（担当課）において</u> _____、平時から必要な準備を行い、災害時_において、迅速に対応できるよう努めること	・「各章・節等に記載の分担任務については、災害対策本部設置時に限定したものであるのではない」の記述は、一部、平時における各所属の事務分担の変更にも係る記述であるように解釈できることから、記述を変更した。（例：要綱に基づき交付されているり災証明） ・災害時に必要な措置を迅速に対応するという趣旨であることから、「等」を削除した。	前段については、意見のとおり修正。 後段の「等」については、災害対策基本法の改正により、「おそれがある」段階での対応が加わっていることから、削除しない。  【補足等】 理由の中にある「平時」というのは、災害対策本部未設置時の誤りであると思われる（そもそも、平時からの準備について記載している部分であるため。）。
8	市民生活部	小櫃地域 市民センター	風水害編 2-1-1、2-1-5 震災編 2-1-1、2-1-5 大規模事故編 2-9-3	各地域市民センター 地域市民センター 各地域市民センター 行政センター 各行政センター	各市民センター 市民センター 各市民センター 市民センター 各市民センター	君津市市民センター設置条例に基づく「市民センター」であるため。 ※「各地域」の「市民センター」の名称は小糸地域市民センター、清和地域市民センター、小櫃地域市民センター、上総地域市民センターとなる。	意見のとおり修正。
9	市民生活部	小櫃地域 市民センター	風水害編 2-1-5 震災編 2-1-5	各センター等	各市民センター	センターとは何のセンターを指すのかわかりにくいため。	意見のとおり修正。
10	福祉部	厚生課	① 風水害編 1-4-2	① 3 自主防災組織等 (1) 省略) 特に高齢者、障害者等 <u>避難行動要支援者</u> の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。	① 3 自主防災組織等 (省略) 特に高齢者、障害者等の <u>要配慮者所在</u> を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である	令和3年10月に君津市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者を要介護3以上等の要件の人に限定したため。	以下のとおり修正。 <u>地震災害</u> による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として市民自ら <u>出火防止・初期消火</u> 被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等 <u>避難行動要支援者要配慮者</u> の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。 このため、市は市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の充実を図るため、日頃から <u>大地震災害</u> が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。  【補足等】 内容が震災編の内容になっているので、風水害編に合うよう修正。 ※震災編も同様に修正。



## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
11	福祉部	厚生課	③ 風水害編 1-6-4	③ひとり暮らしの高齢者や、心身の不自由な者、また、日本語を理解できない外国人、乳幼児等いわゆる <u>避難行動要支援者</u> に対する人命の安全確保を図るため、	③ひとり暮らしの高齢者や、心身の不自由な者、また、日本語を理解できない外国人、乳幼児等いわゆる <u>要配慮者</u> に対する人命の安全確保を図るため、	令和3年10月に君津市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者を要介護3以上等の要件の人に限定したため。	意見のとおり修正。 ※震災編も同様に修正。
12	福祉部	厚生課	⑤風水害編 1-8-1	⑤自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な <u>高齢者及び障害者</u> 等で、君津市避難行動要支援者計画に定める者	⑤自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な <u>要介護者及び障害者</u> 等で、君津市避難行動要支援者計画に定める者	令和3年10月に君津市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者を要介護3以上等の要件の人に限定したため。	意見のとおり修正。 ※震災編も同様に修正。
13	福祉部	厚生課	⑥風水害編 1-8-2	⑥また、 <u>在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者</u> についても可能な限り把握しておく。	⑥また、 <u>在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者</u> についても可能な限り把握しておく。	令和3年10月に君津市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者を要介護3以上等の要件の人に限定しており把握が難しいため	県計画（地-2-55、風-2-33）と整合性が取れないので、削除しない。 ただし、努力義務のレベルであるため、そのニュアンスを踏まえ、以下のとおり修正する。  在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者についても可能な限り把握して <u>おに努める</u> 。 ※震災編も同様に修正。  【補足等】 以下、県計画の内容。 ア 要配慮者の把握 市町村は、 <u>避難行動要支援者名簿</u> の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「 <u>要配慮者</u> 」の把握に努め、 <u>災害時に迅速な対応がとれるよう備えるもの</u> とし、県は、これを支援する。 （中略） （イ） <u>在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者</u> についても可能な限り把握しておく必要がある。

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
14	福祉部	厚生課	⑩②風水害編 2-12-5	⑩② 炊き出しの実施 炊き出しは、社会体育班が原則として学校給食の共同調理場施設を利用して行うが、状況に応じて君津市日赤奉仕団、自主防災組織等の協力を得て実施する。	⑩② 炊き出しの実施 炊き出しは、社会体育班が原則として学校給食の共同調理場施設を利用して行うが、状況に応じて君津市赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て実施する。	正式名称 君津市赤十字奉仕団	意見のとおり修正。 ※震災編も同様に修正。
15	福祉部	厚生課	⑪風水害編 2-14-9	⑪ 1 協力を要請する業務 災害時に日赤奉仕団、青年団、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。	⑪ 1 協力を要請する業務 災害時に君津市赤十字奉仕団、青年団、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。	正式名称 君津市赤十字奉仕団	意見のとおり修正。 ※該当ページは、風水害編 2-14-10。 ※震災編も同様に修正。
16	福祉部	厚生課	⑮風水害編 3-3-3	⑮定額（①） 住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）	⑮基礎支援金（①） 住宅の再建の態様等に応じて加算支援金（②）	被災者生活再建支援制度の用語	以下のとおり修正。 <b>定額基礎支援金</b> （①）  ※風水害編 3-3-2 及び震災編も同様に修正。  定額加算は、加算支援金のことではあるが、以下に続く表に記載の額（定額）を加算するという意味なので、修正しない。 意見のとおり修正すると文法的におかしくなってしまう。
17	健康子ども部	子ども政策課	風水害編 1-4-3	…子ども政策課…の各課は、災害時において… <b>乳幼児、妊婦等の地域の避難行動要支援者</b> に対する…「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、…。	※厚生課から意見するよう依頼済み	「避難行動要支援者」の記載方法が適切か要検討。要配慮者として特別の事情のある者を想定するのであれば、「子ども家庭センター」が対象者を把握している。	厚生課の意見に対する対応のとおり。
18	健康子ども部	子ども政策課	風水害編 1-6-4	…子ども政策課…は、… <b>乳幼児等いわゆる避難行動要支援者</b> に対する人命の安全確保を図るため、…。	上記と同じ	上記と同じ	厚生課の意見に対する対応のとおり。

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
19	健康子ども部	子ども政策課	風水害編 1-8-1	…子ども政策課…は、 <b>在宅の避難行動要支援者</b> を災害から守るため、次のような対策を行う。 …避難行動要支援者名簿の作成、活用等に係る以下の事項を、本計画又は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。	上記と同じ	上記と同じ	厚生課の意見に対する対応のとおり。
20	健康子ども部	子ども政策課	風水害編 1-8-6	子ども政策課、保育課は、災害により保護者を亡くし一人きりになってしまう児童等の発生に備え、 <b>適切な支援施設等</b> を確保しておく。		「支援施設」は子ども家庭センターが把握している。  グレーの見え消しは、当初修正案で追加したが、意見により削除したもの。	以下のとおり修正。 <del>子育て支援子ども政策課</del> 保育課 <b>子ども家庭センター</b> は、災害により保護者を亡くし一人きりになってしまう児童等の発生に備え、適切な支援施設等を確保しておく。
21	健康子ども部	子ども政策課	震災編	同様			震災編も同様に対応。
22	健康子ども部	健康づくり課	震災編 1-4-1	第6 救急・救助体制の整備 保健 <b>福祉</b> 部厚生課	第6 救急・救助体制の整備 <del>保健福祉</del> 部厚生課	部名誤り (君津市行政組織規則)	意見のとおり修正。
23	経済環境部	農政課	震災編第2章 震災応急対策計画 第11節 生活救援対策 第2 食料の供給 5 食料供給活動の実施 (3) 食料の集積場所	食料の集積場所としてJAの5支店を定めている。  貞元支店 小糸支店 清和支店 小櫃支店 久留里支店	・貞元支店は、周南支店と店舗再編。 (2022年11月19日再編。周南支店11/21営業開始)  ・清和支店は、小糸支店と統合。 (2023年2年18日。小糸支店2/20営業開始)  ・小櫃支店、久留里支店、亀山支店で、今後統合予定(当初は、R5年7月に統合予定)。	JAきみつの支店は、再編済。 存在しない支店を集積場所に定めているため、修正が必要。	以下のとおり修正。  集積場所 君津市農業協同組合 <del>貞元周南支店</del> ( <del>貞元188-2</del> 外箕輪4-31-45)  電話 52- <del>001</del> 40118  ※清和支店は削除(既に記載がある小糸支店に包含されるため)。
24	経済環境部	農政課	風水害編 第2章 震災応急対策計画 第12節 生活救援対策 第2 食料の供給 5 食料供給活動の実施 (3) 食料の集積場所	食料の集積場所としてJAの5支店を定めている。  貞元支店 小糸支店 清和支店 小櫃支店 久留里支店	・貞元支店は、周南支店と店舗再編。 (2022年11月19日再編。周南支店11/21営業開始)  ・清和支店は、小糸支店と統合。 (2023年2年18日。小糸支店2/20営業開始)	JAきみつの支店は、再編済。 存在しない支店を集積場所に定めているため、修正が必要。	No.23のとおり。

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
					・小櫃支店、久留里支店、亀山支店で、今後統合予定（当初は、R5 年 7 月に統合予定）。		
25	経済環境部	環境保全課	風水害編 1-6-1	表中 第 1 4 燃料対策 経済環境部環境保全課	表中 第 1 4 燃料対策 経済環境部環境グリーン推進課	風水害編 1-6-9 「第 1 4 燃料対策 2 省エネルギー・太陽光発電の推進」では、環境グリーン推進課が担当部署となっているため、1-6-1 の表中の担当も環境グリーン推進課に修正する必要がある。	以下のとおり修正。 第 14 燃料対策 総務部管財課、 <a href="#">市民経済環境部環境保全課グリーン推進課</a> ※震災編も同様に修正。
26	経済環境部	環境保全課	震災編 1-4-1	表中 第 1 4 燃料対策 経済環境部環境保全課	表中 第 1 4 燃料対策 経済環境部環境グリーン推進課	震災編 1-4-9 「第 1 4 燃料対策 2 省エネルギー・太陽光発電の推進」では、環境グリーン推進課が担当部署となっているため、1-4-1 の表中の担当も環境グリーン推進課に修正する必要がある。	以下のとおり修正。 <a href="#">市民経済環境部環境保全課グリーン推進課</a> ※風水害編も同様に修正。
27	建設部	建設計画課	風水害編 2-13-1 震災編 2-12-1	表中 第 2 被災宅地の危険度判定 土木庶務班、土木支部班	表中 第 2 被災宅地の危険度判定 土木庶務班、土木支部班	風水害編 2-1-12・震災編 2-1-12 土木班に「(6) 宅地の危険度判定に関すること」が含まれているため追加。 また、土木支部班は、人員数の不足などにより実務上対応が難しいと考えられるため削除。	意見のとおり修正。 ※関係課も同様の意見。
28	建設部	建設計画課	風水害編 2-13-1 震災編 2-12-2	第 2 被災宅地の危険度判定 土木庶務班及び土木支部班は、……。……。判定の結果はステッカー等で表示し、「危険宅地」と判定された宅地については、立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等の適切な対応を行う。 建築班は、施設等に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。	第 2 被災宅地の危険度判定 土木庶務班及び土木支部班は、……。……。判定の結果はステッカー等で表示し、「危険宅地」と判定された宅地については、必要に応じて立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等の適切な対応を行う。 <del>建築班は、施設等に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。</del>	同上。 現行の計画では危険宅地と判定された場合、すべて立入制限を実施するように読み取れるが、立入制限については、災害の規模、危険宅地周辺の地形、土地所有者の状況（居住実態、避難先の確保等）等を考慮して実施の必要性を判断すべきであるため、「必要に応じて」の文言を追加。 被災宅地の危険度判定は建築班の分担任務となっていないため削除。	立入制限については、意見のとおり修正。 【補足等】 根拠法令は、災害対策基本法第 6 3 条であると考えられるが、6 3 条は、「できる」規定であり、「しなければならない」規定ではない。 また、危険宅地の判定が出たとしても、今にでも崩れそうな場合と再度同程度の降雨等があった場合は危険である場合等、差異があると考えられるため、一定程度の判断があっても良いとは考える。  後段については、以下のとおり修正。



## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
							<p>建築班はなお、施設等（<u>公共施設、交通網、ライフライン等、防災上重要な施設。</u>）に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。</p> <p>【補足等】 「被災宅地の危険度判定は建築班の分担任務となっていない。」等の理由により削除したい旨の意見があったが、その分担任務の内容を規定しているのが、この部分であるため、理由にならない。 ただ、トップの一覧表には建築班の記載がないので、どちらが正しいのかはわかりしない。 少なくとも、トップの一覧表にはないということだけでは、削除する理由にはならない。</p> <p>また、被災宅地の調査・危険度判定マニュアルの内容を踏まえると、後段部分については、影響範囲が公共施設、交通網、ライフライン等、防災上重要な施設に及ぶ場合を想定しているものと思われる。 つまり、後段は、土木庶務班等との役割分担を行っている部分で、一般宅地に係る立入制限等とは切り離し、周辺の公共施設等に対する注意喚起等に係る業務について記載していると考えられる。</p> <p>とはいえ、実務上、現場のことを知らない建築班が対応するのは無理がある。 施設等という表現だけでは分かりづらいため、補足説明を追記し、なお書き表現に改める。</p>

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
29	建設部	建設計画課	風水害編 1-5-4 震災編 1-3-3	第5 延焼の防止（風水害編） 第5 防災空間の保全・確保（震災編） 1 農地・林地の保全 市街地内に残存する農地・林地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、農林整備課は、各種優遇制度の活用や乱開発の規制を行うなどして、防災空間としての農地・林地の保全を図る。また、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林についても、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。	第5 延焼の防止（風水害編） 第5 防災空間の保全・確保（震災編） 1 農地・林地の保全 市街地内に残存する農地・ <del>林</del> 緑地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、 <del>農林整備建設計画課・公園緑地課</del> は、各種優遇制度の活用や <del>乱開発の規制を行う適正な土地利用を促す</del> などして、防災空間としての農地・ <del>林</del> 緑地の保全を図る。 <del>(改行)</del> また、 <del>農林土木課</del> は、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林についても、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。	市街地内の農地・林地に関する優遇制度や規制については、基本的に農林土木課の所掌ではない。市街地内の防災空間の保全ということであれば、「大規模事故編 - 第2 予防計画 - 2 防災空間の整備・拡大」と同様に建設計画課・公園緑地課とした方が適当と思われる。乱開発の規制という文言は実態と照らして齟齬があるので修正。水源涵養等の山間地の林地については農林土木課が該当。	意見のとおり修正。 ※関係課も同様の意見。
30	建設部	建設計画課	総則編 風水害編 震災編 震災附編 大規模事故編	フッターにあるページ数の文字フォントが、総則編は MS 明朝、風水害編と震災編は MS 明朝と Century、震災附編と大規模災害編は MSP ゴシック、になっている。	統一した方がよいのではないかと。	体裁の統一	風水害編と震災編の構成に合わせて修正。 ※変更履歴付きファイルにして作業していないので、単純に上書き。
31	建設部	管理課	風水害編 1-8-6 第3 外国人に対する対策 2 避難場所等における対応	企画調整課・、政策推進課及び～	企画調整課・、政策推進課及び～	字句修正	以下のとおり修正。 危機管理課、企画調整課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、
32	建設部	管理課	震災編 1-4-7 第10 陸上緊急輸送の環境整備 1 緊急輸送道路の整備 ■ 緊急輸送道路（市道）	○市道伽蘭大和田線（中野～大和田）○市道中野坂田線（中野～坂田）○市道外箕輪人見線（中野～人見）○市道久保山久保線（陽光台～久保）○市道北子安貞元線（北子安～貞元）○市道君津清和線（中野～内箕輪）○市道坂田九十九坊線（坂田～南子安）○市道六手貞元線（六手～貞元）	○市道伽蘭・大和田線（中野～大和田）○市道中野・坂田線（中野～坂田）○市道外箕輪・人見線（中野～人見）○市道久保山・久保線（陽光台～久保）○市道北子安・貞元線（北子安～貞元）○市道君津・清和線（中野～内箕輪）○市道坂田・九十九坊線（坂田～南子安）○市道六手・貞元線（六手～貞元）	市道名称を修正（各路線に「・」追加） ※市道君津駅前線は修正なし	意見のとおり修正。
33	建設部	道路維持課、東部土木事務所	風水害編 2-1-12 震災編 2-1-12	表中 建設部 土木支部班 (4) 宅地の危険度判定に関すること (5) 水防に関すること	表中 建設部 土木支部班 <del>(4) 宅地の危険度判定に関すること</del> (54) 水防に関すること	土木支部班は、人員数の不足などにより実務上対応が難しいと考えられるため削除。	No.27 のとおり。

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
				(6) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (7) 障害物の除去に関すること	(65) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (76) 障害物の除去に関すること		
34	建設部	公園緑地課	風水害編 1-5-4 震災編 1-3-3	第5 延焼の防止（風水害編） 第5 防災空間の保全・確保（震災編） 1 農地・林地の保全 市街地内に残存する農地・林地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、農林整備課は、各種優遇制度の活用や乱開発の規制を行うなどして、防災空間としての農地・林地の保全を図る。また、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林についても、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。	第5 延焼の防止（風水害編） 第5 防災空間の保全・確保（震災編） 1 農地・林地の保全 市街地内に残存する農地・ <del>林</del> 緑地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、 <del>農林整備建設計画課</del> ・公園緑地課は、各種優遇制度の活用や <del>乱開発の規制を行う適正な土地利用を促す</del> などして、防災空間としての農地・ <del>林</del> 緑地の保全を図る。 <del>(改行)</del> また、 <del>農林土木課</del> は、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林について <del>も</del> 、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。	市街地内の農地・林地に関する優遇制度や規制については、基本的に農林土木課の所掌ではない。 市街地内の防災空間の保全ということであれば、「大規模事故編-第2 予防計画-2 防災空間の整備・拡大」と同様に建設計画課・公園緑地課とした方が適当と思われる。 乱開発の規制という文言は実態と照らして齟齬があるので修正。 水源涵養等の山間地の林地については農林土木課が該当。	意見のとおり修正。 ※関係課も同様の意見。
35	建設部	農林土木課	風水害編 1-5-4 震災編 1-3-3	第5 延焼の防止（風水害編） 第5 防災空間の保全・確保（震災編） 1 農地・林地の保全 市街地内に残存する農地・林地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、農林整備課は、各種優遇制度の活用や乱開発の規制を行うなどして、防災空間としての農地・林地の保全を図る。また、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林についても、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。	第5 延焼の防止（風水害編） 第5 防災空間の保全・確保（震災編） 1 農地・林地の保全 市街地内に残存する農地・ <del>林</del> 緑地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、 <del>農林整備建設計画課</del> ・公園緑地課は、各種優遇制度の活用や <del>乱開発の規制を行う適正な土地利用を促す</del> などして、防災空間としての農地・ <del>林</del> 緑地の保全を図る。 <del>(改行)</del> また、 <del>農林土木課</del> は、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林について <del>も</del> 、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。	市街地内の農地・林地に関する優遇制度や規制については、基本的に農林土木課の所掌ではない。市街地内の防災空間の保全ということであれば、「大規模事故編 - 第2 予防計画 - 2 防災空間の整備・拡大」と同様に建設計画課・公園緑地課とした方が適当と思われる。乱開発の規制という文言は実態と照らして齟齬があるので修正。水源涵養等の山間地の林地については農林土木課が該当。	No.34 のとおり。
36	建設部	建築課	風水害編 2-1-9 風水害編 2-1-11 震災編 2-1-9	調査班 納税課 課税課	調査班 納税課 課税課	住家の被災調査は内閣府の被害認定基準に基づき調査を行うことから建築技	削除する理由としては、不十分であるため、削除しない。

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
			震災編 2-1-11	建築課	建築課	師でなくとも調査が可能のため。調査班の担当課としての根拠がないため。	言い換えれば、誰でも良いということであり、建築課では不都合が生じるという理由がない（No.37 には、組織再編により技術系職員が不足している旨の記載があり、これは、裏を返せば、事務職中心になっているということになる。そうだとするならば、建築課の事務職だと不適切で、他課の事務職だと適切だということになってしまう。）。  そもそも、被害認定調査は、人数が必要になることから、複数課で対応する形をとり、当初、役割分担を決めた際に、総合的に判断し、建築系のセクションを充てたものと思われる（大規模になれば、この分担だけでは足りず、千葉県等を通じて、応援職員を求めることになる。）。 全ての役割分担が平時の業務の延長線上にあるわけではないことに留意する必要があり、根拠を求めてしまえば、災害対応における役割がなくなってしまう部署も生まれてしまう。 当初役割分担を作成した際に、建築系のセクションを充てたのだと思われるが、建築課を削除し、別の〇〇課を組み込むとする場合、建築課では都合が悪い根拠がない。
37	建設部	建築課	風水害編 2-1-9 風水害編 2-1-12 震災編 2-1-12 (震災編 2-12-1)	建築班 建築課 (第 1 被災建築物の応急危険度判定 建築班)	建築班 建築課 公共施設マネジメント課（公共建築物整備係）	建築班は建築指導課と住宅営繕課であったが、行政組織の見直しにより建築技師が多く配属されている住宅営繕課営繕係が公共施設マネジメント課公共建築物整備係に組織再編されたことから、分担任務を行うにあたり建築技師職員不足が懸念されるため。  (応急危険度判定業務においても職員不足が懸念される。)	No. 4 のとおり。  なお、係名までいれると、他課等でも同様の記載が発生し、複雑になってしまうため、係名までは入れない。 災害対応業務は多岐に渡り、課員全員が 1 つの業務を担当するような単純な形を想定していない。 人選等については、各課等において調整することになる。



## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
							また、係単位の記載にしてしまうと、課内の協力体制が構築しづらくなり、災害対応業務に支障をきたす恐れもある。  ※一部の業務については、そもそも論として職員不足が想定される。 大規模災害時には、県等を通じて応援を要請するしかない。
38	建設部	建築課	風水害編 2-1-12 震災編 2-1-11	建築班建築課の分担任務 (2) 被災住宅の応急修理、住居障害物の除去、応急仮設住宅の確保に関すること	建築班建築課の分担任務 (2) 被災住宅の応急修理、 <del>住居障害物の除去</del> 、応急仮設住宅の確保に関すること	連携して行う業務のため。 (風水害編 2-11-1 第 1 ごみの処理処理体制の確立 清掃班は、～ 建築班と連携し)	削除する理由としては不十分であるため、削除しない。  そもそも、これは災害救助法における「障害物の除去」を想定したものであり、「応急仮設住宅の供与」との併給はできない等、建築班の業務と関係の深いものであるため、削除すべきではない。  また、連携して行うという部分を理由にするのであれば、削除するのではなく、両方に書くか、その旨注記を入れれば良いだけと思われる。
39	建設部	建築課	風水害編 2-13-1 震災編 2-12-2	第 2 被災宅地の危険度判定 「危険宅地」と判定された宅地については、立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等適切な対応を行う。建築班は、施設等に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。	第 2 被災宅地の危険度判定 「危険宅地」と判定された宅地については、立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等適切な対応を行う。 <del>建築班は、施設等に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。</del>	被災宅地の危険度判定は建築班の分担任務となっていない。また、土木庶務班及び土木支部班が、「危険宅地」と判定された宅地については、立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等適切な対応を行う。とあるため不要と考える。	No.28 のとおり。
40	教育部	教育総務課	震災編 1-1-5	(第 1 節 第 2 5 小・中学校等の防災訓練) 教育委員会	教育委員会（教育部）	「教育委員会」の表記だと、県教委か市教委か判別できないため「教育委員会（教育部）」に修正した方がよい	以下のとおり修正。 教育委員会 <u>（教育部）</u>
41	教育部	教育総務課	大規模事故編 2-2-1	(第 1 節 第 2 担当表) 教育委員会生涯学習文化課	教育委員会生涯学習文化課	風水害編の防災体制の担当（1-5-1）や組織編制（2-1-9）、本部事務分掌（2-1-13）、震災編の組織編制	以下のとおり修正。 <u>教育委員会</u> 教育部学校教育課

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
						(2-1-9)の項目と統一した方がよいため。	
42	教育部	学校教育課	震災編 1-1-1	(第1節 第3 担当表) 教育委員会学校教育課	教育委員会部学校教育課	風水害編の防災体制の担当（1-4-1）や組織編制（2-1-9）、震災編の組織編制（2-1-8）の項目と統一した方がよいため。	以下のとおり修正。 教育委員会教育部学校教育課
43	教育部	学校教育課	大規模事故編 2-2-1	(第2節 第2 担当表) 教育委員会学校教育課	教育委員会部学校教育課	同上	以下のとおり修正。 教育委員会教育部学校教育課
44	消防本部	消防総務課	風水害編 2-7-3 震災編 2-6-5	■ヘリコプター臨時離発着場開設予定地 貞元小学校、周西の丘小学校、周南中学校、内みのわ運動公園、小糸小学校、小糸スポーツ広場、旧秋元小学校、清和小学校、上総小櫃中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地スポーツ広場	■ヘリコプター臨時離発着場開設予定地 貞元小学校、周西の丘小学校、周南中学校、内みのわ運動公園（グラウンド）、小糸小学校、小糸スポーツ広場、 <del>旧秋元小学校</del> 、清和小学校、上総小櫃中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地スポーツ広場	内みのわ運動公園は詳細な場所を標記が必要と考える。（緩衝緑地と同様）  グレーの見え消しは、当初修正案で追加したが、意見により削除したもの。	以下のとおり修正。 <u>貞元小学校、周西の丘小学校、周南中学校、内みのわ運動公園（グラウンド）、小糸小学校、小糸スポーツ広場、旧秋元小学校、清和小学校、上総小櫃中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地スポーツ広場</u> <del>貞元小学校、大和田小学校、周南中学校、内みのわ運動公園、中小学校、小糸スポーツ広場、秋元小学校、清和中学校、小櫃中学校、松丘中学校、亀田中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地</del>
45	消防本部	消防署 本署	風水害編 1-2-1 第1 2	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等	県(風-2-16)と同様にした方が良いのでは。	見出しについては、修正案の時点で「等」が入っている。 本文内の土砂災害警戒区域については、県計画でも等は入っていない。  【補足等】 第1 危険箇所の調査把握 2 土砂災害警戒区域等危険箇所の公表・周知 (中略) 市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（内部）

No.	部	課等	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
							滑な警戒避難体制に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
46	消防本部	消防署 本署	風水害編 1-2-4 第 10 2 (2) ①	土砂災害警戒区域 (2箇所)	土砂災害警戒区域等 (2箇所)	県(風-2-16)と同様にした方が良いのでは。	意見のとおり修正。
47	消防本部	消防署 本署	風水害編 1-2-5 第 10 2	項目番号 第 10 土砂災害警戒区域	項目番号 第 <del>10</del> 11 土砂災害警戒区域等	連続番号になっていない。 県(風-2-15・風-2-17)から解釈する。	意見のとおり修正。
48	消防本部	消防署 本署	総則編 1-4-6	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等	上記同様	県計画も全ての箇所に「等」をつけてはならず、この部分については、後ろに「等」があることから追記しない。  【補足等】 <u>算出にあたっては、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のデータ等を基に被害量を予測している。</u>
49	消防本部	消防署 本署	風水害編 1-5-3 4 震災編 1-3-3 4	山林火災 山林火災	林野火災 林野火災	風水害編 1-5-5 第 7 において林野火災が使われている。 風水害編と同様	以下のとおり修正。 <del>発災災害</del> 時、道路の寸断等により、消火活動に制約を受ける可能性が極めて高く、火災の拡大、山林への延焼が予想される。このため、危機管理課は、火災の拡大による民家への延焼、 <del>山林</del> 林野火災の拡大に対処するため空中消火基地等を今後とも維持管理していく。
50	消防本部	消防署 本署	震災編			震災編 ワードページで 1 0 5 ページから 1 1 4 ページまで、ヘッダーとフッター部分が風水害編となっています。	震災編に修正。
51	消防本部	消防署 本署	大規模事故編 2-9-4 7	市ホームページ、SNS（ツイッター等）等により広報活動を行う。	市ホームページ、SNS <del>（ツイッター等）</del> 等により広報活動を行う。	今回改訂の他の部分において、SNS等に修正されているため、統一した方が良いのではないか。	意見のとおり修正。